

職員の懲戒処分について（平成28年12月教育委員会議定例会）（議案第30号関係）

No.	No. 1
処分年月日	H28. 12. 19
処分の種類	減給1月
	<p>(事件・事故の概要)</p> <p>被処分者は、平成27年11月6日(金)午後6時30分頃、下校指導の後、帰宅するため普通乗用自動車を運転し、矢巾町内の県道120号を走行中、50キロメートル毎時の指定最高速度を遵守し、進路の安全を確認して進行すべきところ、進路の安全確認不十分のまま漫然と時速約90キロメートルで進行し、前方を自転車で横断中の男性を認め、急ブレーキをかけたが間に合わず、自車前部を衝突させて同人をはね飛ばして路上に転倒させ、加療約6週間を要する右足関節内果骨折等の傷害を負わせた。</p>
事実発生年月日	平成27年11月6日(金)
被処分者の年齢	50歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	県立特別支援学校(盛岡教育事務所管内)
被処分者の職	教諭
備考	

【教職員課 県立学校人事担当 (内6129)】